

「自社株承継信託」を活用した事業承継

(株)キャピタルストラテジー・コンサルティング (商工研相談業務委嘱先) 公認会計士

伊藤雅典



Q

事業承継を考慮うえで、オーナー経営者が保有する自社株式を後継者にスムーズに承継する方法として「自社株承継信託」があると聞きました。どのような仕組みなのでしょう。

A

業歴が長く、安定的に利益を積み上げてきた会社については、オーナー経営者が保有している自社株式の相続税法上の評価額がかなり高くなっていることが想定されます。そうした場合、相続発生時の相続税はもちろん、相続発生前に、生前贈与として後継者へ自社株式を承継させたとしても、多額の贈与税の負担が発生することとなります。

また、後継者へ自社株式を生前贈与することで、後継者の議決権比率がオーナー経営者と拮抗するケースも多々あります。

その場合、後継者が現オーナー経営者と経営方針で対立した場合、ほかの株主も巻き込んだ経営権争いとなる可能性も出てきます。また後継者が若く経験が浅い場合には、今後の会社運営について会社内外に対して少なからぬ不安を与えてしまうリスクがつきまといえます。

さらに、オーナー経営者が亡くなった際には、自社株式を含め相続財産は遺産分割協議もしくは遺言により承継先が決定されますが、成り行き次第では、オーナー経営者の意図しない者へ株式が移ってしまう可能性もあります。

このように事業承継を考える場合、会社の経営権としての議決権と配当等の財産権をスムーズに後継者に承継させる手段の一つとして「自社株承継信託」の活用が考えられます。

1. 一般的な信託の仕組み

信託とは、ある者(委託者)が、自己の財産を信託できる他人(受託者)に移転するとともに、当該財産を運用・管理することを得られる利益をある者(受益者)に与える旨を受託者と取り決めること、およびそれを基本形として構築された法的枠組みのことをいいます。

実際には、委託者と受益者、もしくは委託者と受託者を同一人物が兼ねるケースもあります。

①委託者

委託者とは、何らかの目的をもって信託を開始すること(「信託の設定」という)を決定し、管理等させるために財産を受託者に預ける者のことをいいます。

②受託者

受託者は、委託者との信託契約に基づき、信託の目的のもと財産の管理等を引き受けた者を

いいます。

③受益者

受益者は、受託者が管理する財産(「信託財産」という)の分配を受ける者をいいます。

なお、信託財産については、「金銭的価値に見積もり得るものすべて」と定義されていますので、現金はもちろん、自社株式も当然信託財産として設定することが可能となります。

信託財産が自社株式の場合、主に以下の効果が得られます。

- ・株主名簿上は受託者が株主として記載される
- ・株主名簿上の株主である以上、受託者が議決権を行使できる。
- ・ただし、委託者が別途受託者に対して議決権指図を行い、受託者がそれに従い議決権を行使する場合には、実質的には議決権は委託者に留保されることになる
- ・受託者が配当金を受け取るものの、最終的には受益者に分配されることになる

2. 「自社株承継信託」の主なスキーム

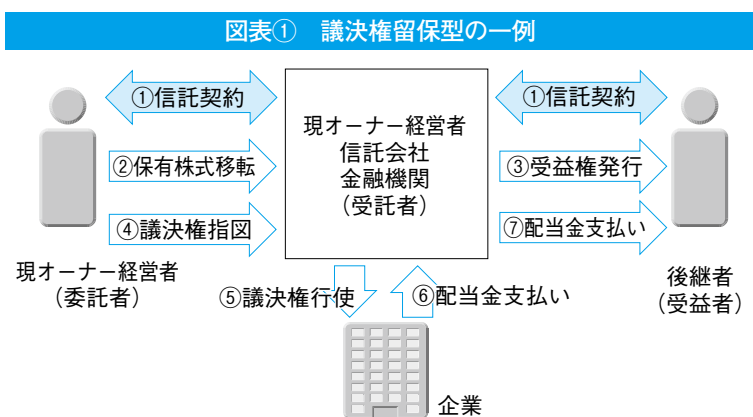
自社株承継信託は、会社の経

営権たる議決権部分と配当等の財産権を誰がもつのかにより、いろいろなスキームが考えられます。

主なスキームについては、以下のとおりです。

① 議決権留保型

これは、現オーナー経営者が経営権（議決権）を実質的に保有し続けながら、財産権（配当等）のみを後継者に承継させるスキームになります（図表①参

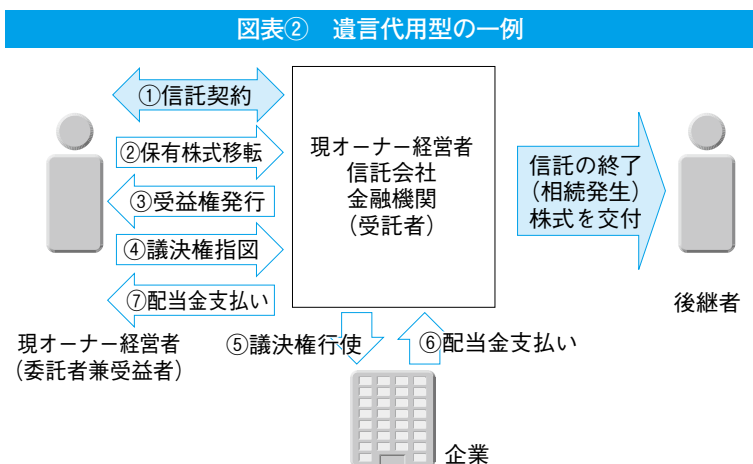


照）。

（各当事者の役割）

- ・委託者⇨現オーナー経営者
- ・受託者⇨現オーナー経営者もしくは信託会社や金融機関
- ・受益者⇨後継者

このスキームは、財産権の承継は早期に実現させたいものの、後継者がまだ若く経験が浅い場合など、後継者が経営者としての力をつけるまでの間、現オーナー経営者が引き続き会社経営



を担いたい場合などに活用されます。

② 遺言代用型

これは、現状では経営権（議決権）も財産権（配当等）も現オーナー経営者が実質的に保有し続けるものの、信託設定時に相続発生した際の自社株式の交付先を予め決めておき、相続発生時にスムーズに株式を後継者に承継させるスキームになります（図表②参照）。

（各当事者の役割）

- ・委託者⇨現オーナー経営者
- ・受託者⇨現オーナー経営者もしくは信託会社や金融機関
- ・受益者⇨現オーナー経営者

このスキームは、前述のように通常の相続手続（遺産分割協議等）では、相続手続が終了するまでは株式の承継先が決まらないことから、後継者へ早期にかつ確実に自社株式を承継させたい場合に活用されます。

3. 税務上の信託の取り扱い

信託の設定が行われた場合には、信託財産の所有者（名義）は委託者から受託者に移ることになります。しかし、その実態は、受託者は単に財産を預かって管理しているだけといえ、経済的には、受益者が実質的な所有者ということになります。

そのため税務上では、基本的には、受益者に信託財産が帰属するものとして課税が行われることとなります。

例えば、以下のような議決権留保型の信託を設定した場合を想定します。

- ・委託者⇨現オーナー経営者
- ・受託者⇨現オーナー経営者
- ・受益者⇨後継者

この場合、経済的には、委託者である現オーナー経営者から受益者である後継者に対して、贈与が行われたものとし、後継者に贈与税の負担が発生することとなります。

※商工中金では「自社株承継信託」の取り扱いを行っていません。最寄の商工中金各店にご相談ください。